

2020年6月26日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う料金請求の特別措置の追加対応について

株式会社ヒナタオエナジー

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社ヒナタオエナジーでは、経済産業省からの要請等を踏まえ、4月8日、4月28日、5月14日に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う料金請求の特別措置について公表^{※1}しておりますが、3月19日および4月7日の経済産業省からの要請等を踏まえ、下記のとおり支払い猶予期間の延長ならびに対象月の一部変更を実施いたします。

お客さま、お取引先さまの皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1 4月8日リリース (https://www.hinatao.co.jp/news/pdf/200408_2.pdf)

4月28日リリース (<https://www.hinatao.co.jp/news/pdf/200428.pdf>)

5月14日リリース (<https://www.hinatao.co.jp/news/pdf/200514.pdf>)

記

1. 電気ならびにガス料金の特別措置

(1) 対象者（変更なし）

当社と電気またはガスを契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的に電気またはガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

※2：緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

(2) 特別措置の内容（太字が追加事項となります）

① 電気料金

- ・ 3月、4月検針分の電気料金の支払期限日^{※3}を、お客さまからのお申し出があった場合、**4か月間延長^{※4}**いたします（従来は3か月間延長）。
- ・ 5月検針分の電気料金の支払期限を**3か月間延長^{※4}**（従来は2か月間延長）
- ・ 6月検針分の電気料金の支払期限を**2か月間延長^{※4}**（従来は1か月間延長）
- ・ **7月検針分の電気料金の支払期限を1か月間延長^{※4}**

② ガス料金

- ・ 3月、4月検針分のガス料金の支払期限日^{※3}を、お客さまからのお申し出があった場合、**4か月間延長^{※4}**いたします（従来は3か月間延長）。

- ・ 5月検針分のガス料金の支払期限を**3か月間延長**^{※4}（従来は2か月間延長）
- ・ 6月検針分のガス料金の支払期限を**2か月間延長**^{※4}（従来は1か月間延長）
- ・ **7月検針分のガス料金の支払期限を1か月間延長**^{※4}

※3：支払期限日は、マイページにてご確認をお願いいたします。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けま

す。

※4：お客さまのお申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合があります。

（3） その他

お支払い期限の更なる延長等については、今後の新型コロナウイルス感染症の影響状況を踏まえ、当社ホームページで別途お知らせいたします。

2. お問い合わせおよびお申し込み先

ヒナタオエナジーお問い合わせ窓口：support@hinatao.co.jp

受付時間：9:00 ～ 17:00（土・日・祝日および弊社休業日）

以上